

九戸村公共施設照明LED化業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年6月  
九戸村総務課

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

九戸村公共施設照明LED化業務

### (2) 目的

蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応、近年の物価高騰への対応に向けた対応として、本村が所有する施設の既存照明設備について、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、CO<sub>2</sub>削減及び電気料金の縮減を図ることを目的にLED化を進めるものとする。

### (3) 業務内容

九戸村公共施設照明LED化業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 対象施設

本村が所有する6施設（仕様書のとおり）

### (5) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### (6) 提案上限額

58,622,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すものであり、最終的な実施内容、契約金額については、本村と調整した上で決定する。

## 2 参加条件

### (1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本村と協議を行い、本村がこれを認めた場合はこの限りでない。

### (2) 参加者の役割

ア 参加者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

(ア) 統括・施工役割：本村との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

(イ) 調査設計役割：現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

(ウ) 機器調達役割：LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

イ グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を1者選定し、その代表企業が本村との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負うものとする。また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。それぞれの役割を担う企業が異なる場合には適正な契約を締結し本村に報告すること。

### (3) 参加資格

本プロポーザルの参加に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とし、グループ等の場合は、グループ等の各構成員が全ての要件（ただし、アは統括・施工役割を担う者に限る。）を満たすものとする。

ア 本業務実施にあたり建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく適正な技術者の配置ができること。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ 公告の日から企画提案書提出の日までの期間に、九戸村の指名停止措置を受けていない者であること。
- エ 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止期間中の者でないこと。
- オ 統括・施工役割を担う者は、経常利益が直近 3 か年連続で赤字でないこと。
- カ 統括・施工役割を担う者は、令和元年度以降で国又は地方公共団体が所有する施設における類似業務（業務委託・賃貸借のいずれか）の契約実績を有しており、建設業法に基づく電気工事に係る監理技術者が所属する事業者であり特定建設業許可を有すること。
- キ 統括・施工役割の下請業者又は協力事業者の選定に当たっては、LED 照明更新工事の実績のある業者へ発注すること。
- ク 調査設計役割を担う者は、令和元年度以降で国又は地方公共団体が所有する施設における調査業務の契約実績を有すること。
- ケ 機器調達役割を担う者は、令和元年度以降で国又は地方公共団体が所有する施設における類似業務の構成員として事業に従事した実績があること。
- コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- サ 次に掲げる団体でないこと。
  - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある団体
- シ 参加申込書の提出時点までに納期限の到来した村税、法人税又は消費税及び地方消費税（本村内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあつては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納していないこと。
- ス 仕様書等の内容を熟知し業務内容等を十分に理解した上で本プロポーザルに参加できること。

### 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加条件の要件を満たさなくなった場合
- (2) 本村が求める提出書類の提出がなかった場合
- (3) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) プレゼンテーションを理由なく欠席した場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (7) 見積書の金額（消費税及び地方消費税を含む額）が提案上限額を超えている場合
- (8) 見積書の金額と見積額内訳書の金額が合致しない場合  
（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない）
- (9) 提出書類の持参又は郵送等において、本村が指定する方法以外で提出された場合
- (10) その他不正な行為があった場合

#### 4 参加申請

##### (1) 提出書類及び提出部数

応募者は、提出書類に書類符号を記した表紙とインデックスを付け A4 縦ファイルに綴じたものを 2 部（正本・副本）提出すること。なお、代表者又はグループ構成員の代表者が支店・営業所等の代表者（〇〇支店長等）となる場合は、委任状を添付すること。

##### ①参加申込書【様式第 1 号】

グループで参加の場合は、代表者名で作成すること。

##### ②グループ構成表【様式第 2 号】

応募者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

##### ③会社概要【様式第 3 号】

所在地、直近 3 か年決算の状況、職員数、営業年数、その他について記載すること。

※各社が印刷している「パンフレット」等があれば適宜添付のこと。

##### ④商業登記簿謄本（受付日前 3 か月以内に発行されたもの、写し可）

##### ⑤納税証明書（写し可）

最新決算報告をした事業年度の確定申告分の法人税、法人事業所税の納税証明書を各 1 通、複数の事業所がある場合は、本社所在地の官公庁が発行する納税証明書を提出すること。

##### ⑥財務諸表（写し可）

##### ⑦経営事項審査結果通知書

統括・施工役割を担う者は、「経営事項審査結果通知書（参加申込書提出日において審査基準日から 2 年以内かつ有効なもの）」の写しを提出すること。

##### ⑧調査業務契約実績を証明する書面

調査設計役割を担う者は、令和元年度以降、国又は地方公共団体が所有する施設において調査業務の契約実績を証明する契約書等の写しを提出すること。

##### (2) 提出方法

担当窓口まで持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）により提出すること。

##### (3) 提出期間

令和 8 年 6 月 25 日（木）から 7 月 7 日（火）正午まで

※受付時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び土曜日）（以下「休日」という。）を除く。）

とし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

##### (4) 提出先

岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第 10 地割 11 番地 6 九戸村総務課

(5) 企画提案者の選定

企画提案書等を提出する資格の有無については、令和8年7月10日（金）に書面・メールにて通知する。

(6) 辞退

参加申込書提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式第4号）」を持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）により提出すること。提出期限は、令和8年7月28日（火）正午まで（郵送の場合は必着。）とする。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式第5号）」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。なお、電子メール送信後、速やかに電話等で当該メールの着信確認を行うこと。

(2) 提出先

九戸村総務課

メールアドレス：soumu@vill.kunohe.iwate.jp

(3) 提出期間

令和8年6月25日（木）から7月1日（水）正午まで

(4) 質問に対する回答

令和8年7月3日（金）に、九戸村ホームページに質問内容と回答を公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。また、他の参加者からの企画提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

6 図面データの貸与又は現地事前確認

企画提案者として選定された者で、希望する者には、図面データの貸与又は現地事前確認を実施する。なお、現地事前確認については、本村職員立ち合いの下で実施する。

(1) 図面データの貸与

希望する者には、電気図面もしくは平面図が現存する施設について、令和8年7月10日（金）から7月28日（火）まで（休日を除く。）に九戸村総務課にて提供（閲覧）する。

なお、同期間内に資料提供申請書（様式第6号）を九戸村総務課に提出すること。

(2) 現地事前確認

図面データがない場合などにより、現地の確認を希望する者には、現地事前確認を実施する。

希望する場合は令和8年7月10日（金）から7月16日（木）まで（休日を除く。）に九戸村総務課に事前確認申請書（様式第7号）を提出すること。

なお、実施期間は令和8年7月21日（火）から7月24日（金）まで（休日を除く。）の間に行うが、日程については別途調整を行い実施する。

(申込先)

九戸村総務課

メールアドレス：soumu@vill.kunohe.iwate.jp

## 7 企画提案書の提出

企画提案者に選定された者は、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類及び提出部数

	提出書類	提出部数
1	企画提案書（様式任意） 表紙、類似業務の実績（件数）、実施体制、全体スケジュールなど、仕様書及び選定基準の内容を踏まえ、作成すること。 ※原則として、A4判の用紙を用いること。ただし、必要に応じてA3判の用紙を挿入することも可とする。 ※A4判20枚以内（表紙、目次及び類似の業務の実績はページ数に含めない）とすること。 ※文字サイズは、11ポイント以上を基本とすること。 ※記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。	正本1部 副本7部
2	エネルギー削減効果比較表（プロポーザル提案用）（様式第8-1号） ※試算条件を基に算出し、エネルギー削減効果比較表内訳書（様式第8-2号）の数値と一致させること。	正本1部 副本7部
3	エネルギー削減効果比較表内訳書（プロポーザル提案用）（様式第8-2号）	正本1部 副本7部
4	見積書（様式任意） ※見積書の金額は、総額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。 ※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用を、本業務の提案上限額を超えない範囲で見積もること。	正本1部
5	見積額内訳書（様式任意） ※見積書の内訳として、対象施設ごとの金額を記載すること。 ※見積書の見積額と見積額内訳書の見積額は必ず一致すること（見積額内訳書に調整額等の値引きや端数処理等の記載は認めない）。	正本1部

(2) 提出方法 担当窓口まで持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便による。）により提出すること。

(3) 提出期間

令和8年7月10日(金)から7月28日(火)正午まで

※受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(休日を除く。)とし、期日時間厳守とする。

(4) 提出先

岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6 九戸村総務課

8 プレゼンテーションの実施

企画提案書等の内容について、次のとおり、プレゼンテーションを行う。

実施場所や日時等の詳細については、担当者宛てに別途、電子メールで連絡する。

(1) 実施予定日

令和8年8月上旬

(2) 実施場所

九戸村役場庁舎で実施する。

(3) 実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

イ プレゼンテーションへの参加人数は、5名以内とする。

ウ 所要時間は、1企画提案者につき、30分以内(企画提案者からの説明20分以内、質疑応答10分以内)とする。

エ 事前提出した企画提案書等を使って説明することとし、追加資料の持込みは認めない。

オ プレゼンテーションに当たり、機器(パソコン等)が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクタ、スクリーン及び接続ケーブル(HDMI)は、本村で用意する。

カ 必要機器のセッティングは、前企画提案者説明終了後の休憩時間(約10分)に行うものとし、間に合わない場合は説明時間(20分)に含める。

キ プレゼンテーションは非公開とする。

9 審査

(1) 審査の方法

審査会は、評価基準を基に、企画提案書(類似事業の実績、実施体制、全体スケジュールなど)、エネルギー削減効果比較表、見積書及びプレゼンテーションについて、総合的に企画提案の審査を行う。

ア 審査の結果、各審査委員の評価を合計した点数(総合点)を、評価した審査委員の人数で除した平均点(評価点)が最も高い企画提案者を提案評価第1位とする。

イ 評価点が最も高い企画提案者が2者以上ある場合は、見積書の金額が低価である提案者を提案評価第1位とする。見積書の金額も同額の場合は、審査委員間で協議し、提案評価第1位を決定する。

ウ 評価点が5割に満たない場合は、失格とする。

エ 提案評価第1位が決定したものから順次、受託候補者とする。

オ 企画提案者が1者の場合でも審査・選定を行う。

(2) 評価基準

評価基準は、下記評価基準に従って審査を行う。

評価項目	評 価					評価対象
	S(20点)	A(10点)	B(5点)			
1 類似事業の実績 ・国又は地方公共団体が所有する施設における類似業務の契約実績がどの程度あるか	実績が10件以上ある	実績が5件以上ある	実績がある			企画提案書
2 実施体制 ・施工方法や品質、安全管理、緊急対応などは十分か	S(20点) 極めて良好	A(16点) 良好	B(12点) 適当	C(8点) やや不足	D(4点) 不足	企画提案書
3 全体スケジュール ・施設運営及び利用者に支障のない工程管理であるか ・業務期間内の完了に十分な工程であるか	S(10点) 極めて良好	A(8点) 良好	B(6点) 適当	C(4点) やや不足	D(2点) 不足	企画提案書
4 その他事項 ・設備の保証、地域経済への貢献又は事業効果等その他取組みで創意・工夫はみられるか	S(10点) 極めて良好	A(8点) 良好	B(6点) 適当	C(4点) やや不足	D(2点) 不足	企画提案書
5 エネルギー削減効果 ・他提案者と比較して電力使用量削減効果が高いものであるか	$20 \text{ 点} \times \frac{\text{最大の削減効果提案者の電力使用量}}{\text{当該提案者の電力使用量}}$ ※小数点以下切捨					エネルギー削減効果比較表(様式第8-1号)・内訳書(様式第8-2号)
6 見積書 ・全提案者の平均の金額と比較して金額が低価であるか	S(10点) 10%以上低価	A(8点) 5%以上低価	B(6点) 同程度又は提案者が1者の場合	C(4点) 5%以上高価	D(2点) 10%以上高価	見積書
7 プレゼンテーション ・資料作成能力・説明能力・提案意欲	S(10点) 極めて良好	A(8点) 良好	B(6点) 適当	C(4点) やや不足	D(2点) 不足	プレゼンテーション
合計点数	点/100点					

### (3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、企画提案者に書面をもって通知する。
- イ 受託候補者名は、本村公式ホームページ上で公表する。
- ウ 非受託候補者は、通知日の翌日から起算して7日（休日を含む）以内に、非選定理由について書面（任意様式）で説明を求めることができる。なお、回答は書面により行う。
- エ 審査結果についての異議等は認めないものとする。

## 10 業務委託契約

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本村が判断した場合は、本村と受託候補者との協議により項目の追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2) 本村と受託候補者は、提出された企画提案書等及び見積書の価格を基に、業務委託契約締結のための仕様確認等の協議を行った上で、受託候補者は改めて見積書を提出するものとする。見積書の金額は、原則として提案時の価格の範囲内とする。

なお、協議が整わない場合、又は契約締結時まで受託候補者が失格事項に該当した場合は、得点により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。
- (3) 企画提案書等に記載された事項が履行できなかつたときは、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。
- (4) 契約方法は、随意契約とする。
- (5) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年九戸村条例第2号)第2条に規定する予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負に該当する契約については、当初は仮契約を締結するものとし、村議会での議決を得たとき初めて正規に締結されることになる。
- (6) 契約保証金として、契約金額の100分の5以上の額を納付又は契約保証金に代わる担保を提供すること。ただし、九戸村財務規則第132条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (7) 委託料は、本業務の完了検査後、請求に基づいて支払うものとする。ただし、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第284号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)と、契約書記載の履行期間を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結した場合は、その保証証書を本村に寄託して、契約金額の10分の3に相当する額以内の額の前払金の支払を本村に請求することができる。

## 11 プロポーザルの中止等

本村がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあつたとしても、本村はその責を負わない。

## 12 適正な労働条件の確保に関する項目

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

### 13 不当要求行為の排除対策

本村では、受注者(本村との契約の相手方)が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、本村への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の特約条項として定め、本村が発注する物品の買入れ等(物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。)からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するものとする。
- (3) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 全ての提出書類は返却しない。
- (5) 受注者は、LED照明設置業務等において、可能な限り村内、近隣市町村の業者を活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。

15 スケジュール

内容	日時
1 公募開始	令和8年6月25日(木)
2 質問書受付期限	令和8年7月1日(水)正午まで
3 質問回答期限	令和8年7月3日(金)
4 参加申込書等提出期限	令和8年7月7日(火)正午まで
5 参加資格審査結果通知書	令和8年7月10日(金)
6 企画提案書等提出期限	令和8年7月28日(火)正午まで
7 プレゼンテーション	令和8年8月上旬(予定)
8 受託候補者の決定・公表・通知	令和8年8月中旬(予定)
9 受託候補者との協議	結果通知日～令和8年8月中旬(予定)
10 仮契約締結	令和8年8月下旬(予定)
11 本契約締結	令和8年9月上旬(予定)

**【問い合わせ先・提出先】**

九戸村総務課

〒028-6502

岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6

電話：0195-43-3365

メールアドレス：soumu@vill.kunohe.iwate.jp

## 九戸村公共施設照明LED化業務仕様書

### 1 業務名

九戸村公共施設照明LED化業務

### 2 目的

蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応、近年の物価高騰への対応に向けた対応として、本村が所有する施設の既存照明設備について、公募型プロポーザル方式を採用することにより、民間事業者のノウハウや技術力を活用し、CO<sub>2</sub>削減及び電気料金の削減を図ることを目的にLED化を進めるものとする。

### 3 業務内容

企画提案者の提案を基に、対象となる本村の公共施設照明LED化に係る業務について、本村と合意した内容で委託契約を締結する。

本業務の契約期間内においては、募集趣旨目的達成のため整備するLED照明器具等(以下「本器具」という。)を善良なる注意義務をもって、自らの費用負担により、以下の各種サービスを提供するものとする。

- ① 本器具の設置に係る現地調査、設計、計画、施工、施工管理
- ② 既設照明器具の撤去、廃棄処分
- ③ その他本器具設置に伴い必要となる業務

### 4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 対象施設

別紙のとおり

### 6 対象設備

各対象施設等の既存照明器具

### 7 設置期限

令和9年3月31日

### 8 本器具の共通仕様

- (1) 照明器具及び光源(LED)は、未使用品であること。
- (2) 光源(LED)寿命40,000時間以上の製品であること。
- (3) 選定する照明器具は、販売実績及び国又は地方自治体において類似の事業における導入実績があるメーカーの製品であること。
- (4) LED光源により不快感(グレア・フリッカー等)を与えないものとする。
- (5) 対象施設の照明は、昼白色系(色温度5,000K)を基本とする。

- (6) 製品の製造工場は、ISO9001・ISO14001認証を取得していること。
- (7) 製品に使用されているLEDチップは、製造業者を明確にできること。
- (8) 本業務は環境負荷低減を目的としており、可能な限り省廃材となるよう管球毎の交換を原則とする。ただし、一部特殊な形状の既設器具が設置されている箇所、器具の劣化状況等により器具ごとの交換が望ましい箇所又は管球交換で防水性の担保ができない箇所の交換に限り器具交換を認める。また劣化したソケット（ひびがはいっている、変色している等長期の仕様に耐えられないもの。）及び劣化した配線（腐食している等長期の使用に耐えられないもの。）については交換し、落下等の危険がないよう安全に設置すること。提案の全数が器具交換の場合の提案は認めないものとする。

## 9 工事等の共通仕様

- (1) 対象施設の既設照明器具の再利用が可能な場合には再利用ができるように既設照明器具の配線変更を行うこと。再利用が難しい場合には既設照明器具を取り外し、本器具を設置すること。本器具の施工に係る時間、職員・施設利用者等の安全対策については本村の各施設担当者との協議により決定すること。
- (2) 設置工事にあたっての安全管理については、事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (3) 取り外した照明器具並びに管球類は、事業者が責任をもって処理すること。ただし、再利用が可能なものは本村に引き渡すものとし、その条件等については、別途、本村と協議すること。
- (4) 契約締結後、作業手順書及び実施体制図（従事者、資格記載）を含む施工計画書を提示すること。
- (5) 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行ってから作業を行うこと。
- (6) 工事完了後は、次の書類を提出すること。
  - ①工事完了届
  - ②工事写真（作業状況が把握できるもの及び完成写真）
  - ③LED照明器具設置一覧及び設置製品のカタログ、取扱説明書
  - ④撤去物品、施工時に発生した廃材等を適法に処分したことが確認できる書類
- (7) 施工に関して本仕様書に記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者（本村）と協議すること。

## 10 本器具の保証等

- (1) LED照明の保証期間は5年間とし、交換費用も受注者（本村との契約の相手方）において負担するものとする。ただし、延長の提案があった場合はその期間とする。なお、保証の始期は引き渡し日とする。
- (2) 非常用照明器具及び誘導灯に内蔵されている蓄電池については、消耗品の為、保証の対象外とする。
- (3) 保証期間内にLED照明の不具合等が発生した時は、受注者の負担においてその原因の調査を行い、本村に不具合の責が認められない場合には、受注者の負担において迅速かつ適切にLED照明等の取替え、代替及び修理等を行うこと。

## 11 その他

- (1) 業務の詳細・日程の管理については、発注者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 本業務の実施にあたっては、同時期に施工予定の「九戸村役場庁舎屋根改修工事」及び「九戸村役場庁舎・公民館空調設備設置工事」が同時に行われるため、受注者はこれら他工事との連携を取り合い、スケジュールや現地での作業スペース、資機材の搬入などについて、お互いに支障が出ないように十分に調整し、業務を進めること。
- (3) 工事日程については、事前に発注者と受注者が協議して決定するものとする。学校施設においては通常業務（授業、部活動を含む。）に支障のない日程とし、庁舎等の行政施設においては開庁時間及び窓口業務等に支障が出ないように設定すること。
- (4) 業務に係る資料及び成果は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならないこと。
- (5) 受注者は、施工したLED照明の仮使用を認めること。
- (6) 提案内容は、契約事項となるため、確実に履行すること。

(別紙)

九戸村公共施設照明LED化業務 対象施設

No.	対象施設等	位置	施設担当課
1	九戸村役場庁舎	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6	総務課
2	九戸村山村開発センター	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第10地割8番地18	教育委員会 生涯学習係
3	九戸村公民館	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第10地割11番地6	
4	九戸村体育センター	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第25地割94番地1	
5	九戸小学校	岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第7地割10番地1	教育委員会 教育総務係
6	九戸中学校	岩手県九戸郡九戸村大字山根第10地割3番	

注1)既設LED照明器具箇所については原則対象外とする。

注2)九戸村体育センター、九戸小学校、九戸中学校については施設内(校舎、屋内運動場等)の照明に加え、敷地内に設置されている屋外照明(グラウンド、駐車場等)についても対象に含むものとする。

(各施設担当課)

九戸村総務課 電話：0195-43-3365

教育委員会 教育総務係 電話：0195-43-3381

生涯学習係 電話：0195-43-3382